

(別表) 佐賀県地域医療介護総合確保基金 (介護施設等整備事業) 補助金交付要綱より
(H28.7一部改正)

赤色で囲んだ分が、市で要望を受け付けるものです。

1. 地域密着型サービス等整備助成事業

(新規開設の施設整備への補助) ※改修、建替え等は対象外

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	県⇒ 市町⇒ 民間	県⇒ 民間	県⇒ 市町
地域密着型サービス施設等の整備						
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。) に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担 (補助) 金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	○	×	○
小規模な介護老人保健施設	53,400千円	施設数		○	×	○
小規模な養護老人ホーム	2,270千円	整備床数		○	×	○
小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,270千円	整備床数		○	×	○
都市型軽費老人ホーム	1,700千円	整備床数		○	×	○
認知症高齢者グループホーム	32,000千円	施設数		○	×	○
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円	施設数		○	×	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円	施設数		○	×	○
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円	施設数		○	×	○
認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円	施設数		○	×	○
介護予防拠点	8,500千円	施設数		○	×	○
地域包括支援センター	1,130千円	施設数		○	×	○
生活支援ハウス	34,000千円	施設数		○	×	○
緊急ショートステイの整備	1,130千円	整備床数		○	×	○
施設内保育施設	11,300千円	施設数		○	×	○
介護施設等の合築等						
地域密着型特別養護老人ホーム	4,483千円	整備床数	○	×	○	
空き家を活用した整備						
認知症高齢者グループホーム	8,500千円	施設数	○	×	○	
小規模多機能型居宅介護事業所			○	×	○	
看護小規模多機能型居宅介護事業所			○	×	○	
認知症対応型デイサービスセンター			○	×	○	

(注) 消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない施設を新たに整備する場合は、本体施設の整備と併せて、スプリンクラー設備の設置を行うことを事業実施の条件とする。

(別表) 佐賀県地域医療介護総合確保基金 (介護施設等整備事業) 補助金交付要綱より
(H28.7一部改正)

2. 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(新規開設に必要な準備経費への補助)

1 区 分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	県⇒ 市町⇒ 民間	県⇒ 民間	県⇒ 市町
定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。			
特別養護老人ホーム	621千円	定員数		×	○	○
介護老人保健施設				×	○	○
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				×	○	○
養護老人ホーム				×	○	○
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト事業所の設置)	3,100千円	施設数		×	○	○
定員29名以下の地域密着型施設等						
地域密着型特別養護老人ホーム	621千円	定員数		○	×	○
小規模な介護老人保健施設				○	×	○
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				○	×	○
認知症高齢者グループホーム			○	×	○	
小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数	○	×	○	
看護小規模多機能型居宅介護事業所			○	×	○	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円	施設数	○	×	○	
都市型軽費老人ホーム	310千円	定員数	○	×	○	
小規模な養護老人ホーム			○	×	○	
施設内保育施設	3,100千円	施設数	○	×	○	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	156千円	定員数 (転換床数)	×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	
			×	○	○	

(別表) 佐賀県地域医療介護総合確保基金 (介護施設等整備事業) 補助金交付要綱より
(H28.7一部改正)

3. 定期借地権設定のための一時金支援事業

1 区 分	2 補助基準額	3 補助率	4 対象経費	県⇒ 市町⇒ 民間	県⇒ 民間	県⇒ 市町			
【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの。)						
定員30名以上の広域型施設									
特別養護老人ホーム				×	○	○			
介護老人保健施設				×	○	○			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				×	○	○			
養護老人ホーム				×	○	○			
定員29名以下の地域密着型施設等									
地域密着型特別養護老人ホーム				○	×	○			
小規模な介護老人保健施設				○	×	○			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				○	×	○			
認知症高齢者グループホーム				○	×	○			
小規模多機能型居宅介護事業所				○	×	○			
看護小規模多機能型居宅介護事業所				○	×	○			
都市型軽費老人ホーム				○	×	○			
小規模な養護老人ホーム				○	×	○			
施設内保育施設				○	×	○			
【合築・併設施設】									
定員29名以下の地域密着型施設等									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				○	×	○			
認知症対応型デイサービスセンター				○	×	○			
介護予防拠点	○	×	○						
地域包括支援センター	○	×	○						
生活支援ハウス	○	×	○						
緊急ショートステイ	○	×	○						

(別表) 佐賀県地域医療介護総合確保基金(介護施設等整備事業)補助金交付要綱より
(H28.7一部改正)

4. 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(既存施設の改修、転換整備の補助)

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	県→市町→民間	県→民間	県→市町	
既存施設のユニット化改修							
「個室 → ユニット化」改修	1,130千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	×	○	○	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270千円			×	○	○	
ア 特別養護老人ホーム(定員30人以上)のユニット化							
イ 介護老人保健施設のユニット化							
ウ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設							
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム 							
特別養護老人ホーム(定員30人以上)の多床室のプライバシー保護のための改修	700千円	整備床数			×	○	○
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備							
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃借住宅 	創設 1,930千円	転換床数			×	○	○
	改築 2,390千円				×	○	○
	改修 964千円			×	○	○	
				×	○	○	
既存の特別養護老人ホーム(定員29人以下)のユニット化改修							
「個室 → ユニット化」改修	1,130千円	整備床数		○	×	×	
「多床室 → ユニット化」改修	2,270千円			○	×	×	
特別養護老人ホーム(定員29人以下)の多床室のプライバシー保護のための改修	700千円	整備床数		○	×	×	